使用許諾契約書

この使用許諾契約書（以下、本契約書といいます）は、Autodesk Civil3D（バージョン2026/2025/2024/2023）対応アドインソフト「ARK CIVIL」及びAutodesk Navisworks Manage（バージョン2026/2025/2024/2023）対応アドインソフト「ARK NAVIS」（以下、本ソフトウェアといいます）をお買い上げいただいたお客様（個人または法人のいずれであるかを問いません。以下総称して、お客様といいます）と株式会社コンピュータシステム研究所（以下、弊社といいます）との間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアをインストールまたは使用することによって、本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、弊社はお客様に本ソフトウェアのインストール、使用、複製のいずれも許諾できません。

第１条（定義）

本ソフトウェアには、コンピュータ・プログラムの他にアップデート版、印刷物（マニュアルなどの文書）を含むものとします。また、ヘルプファイルなどのデータがソフトウェアに付属し提供される場合は、これらのデジタル情報の一部または全部も含めます。なお、本ソフトウェアに含まれる第三者の著作権に関しても、本契約書が適用されます。

第２条（使用条件）

本ソフトウェアは、著作権法をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本ソフトウェアに関する権限、著作権、あるいはその他の知的財産権は弊社又は弊社に対して権利を許諾した第三者に帰属しています。また、本ソフトウェアはお客様に使用許諾されるもので、販売されるものではありません。

第３条（バックアップコピー）

お客様は、本ソフトウェアを復元する目的で、本ソフトウェアの複製１部を作成することができます。

第４条（制限事項）

（１）お客様は、本契約書に定めのない、複数コンピュータへのインストールまたは複製をすることはできません。
（２）お客様は、有償・無償を問わず、本ソフトウェアの一部または全部を第三者に譲渡、再使用許諾、貸与等することはできません。
（３）お客様は、本ソフトウェアの改造、リバースエンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルを行うことはできません。
（４）お客様は、本ソフトウェアを犯罪的行為に結びつく利用目的、その他第三者の権利を侵害するような利用目的で使用してはなりません。

第５条（免責）

（１）弊社は、本ソフトウェアの使用または使用不能により、お客様または第三者に生じた直接的または間接的被害については一切責任を負いません。
（２）弊社は、本ソフトウェアを使ってお客様が行ったいかなる行為についても、その責任を負いません。

第６条（契約期間）

（１）本契約は、お客様が本ソフトウェアをインストールした時点に始まり、お客様が本ソフトウェアの使用を停止するまで有効とします。お客様は、本ソフトウェアの使用を停止した時点で、本ソフトウェアの一切を破棄するものとします。

（２）お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解除することができます。そのような場合、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェア並びに複製物をすべて破棄しなければなりません。

第７条（アフターサービス）

本契約の条項に同意し、かつユーザー登録を行ったお客様に限り、弊社は所定のユーザーサポートを実施致します。

第８条（一般事項）

（１）本契約は、日本国法に準拠するものとします。

（２）本契約に関して、万一紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町 6 番 1 号
株式会社コンピュータシステム研究所